

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は総務局納税管理課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年10月22日

横浜市長 原澤 敦美

送達を受けるべき者の氏名又は名称	千晴合同会社 外8件
送達する書類名	令和8年度市民税・県民税特別徴収7月分督促状 令和8年度市民税・県民税特別徴収8月分督促状 還付通知書（令和8年8月4日発送及び令和8年10月5日発送分）
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

公示日：令和8年10月22日

地方税法第329条

1 / 1 頁

公示日：令和8年10月22日

地方税法第17条若しくは第17条の2に係る通知

[illegible]